

4 : 事例別の設置例

(1) 防波堤等の先端標示

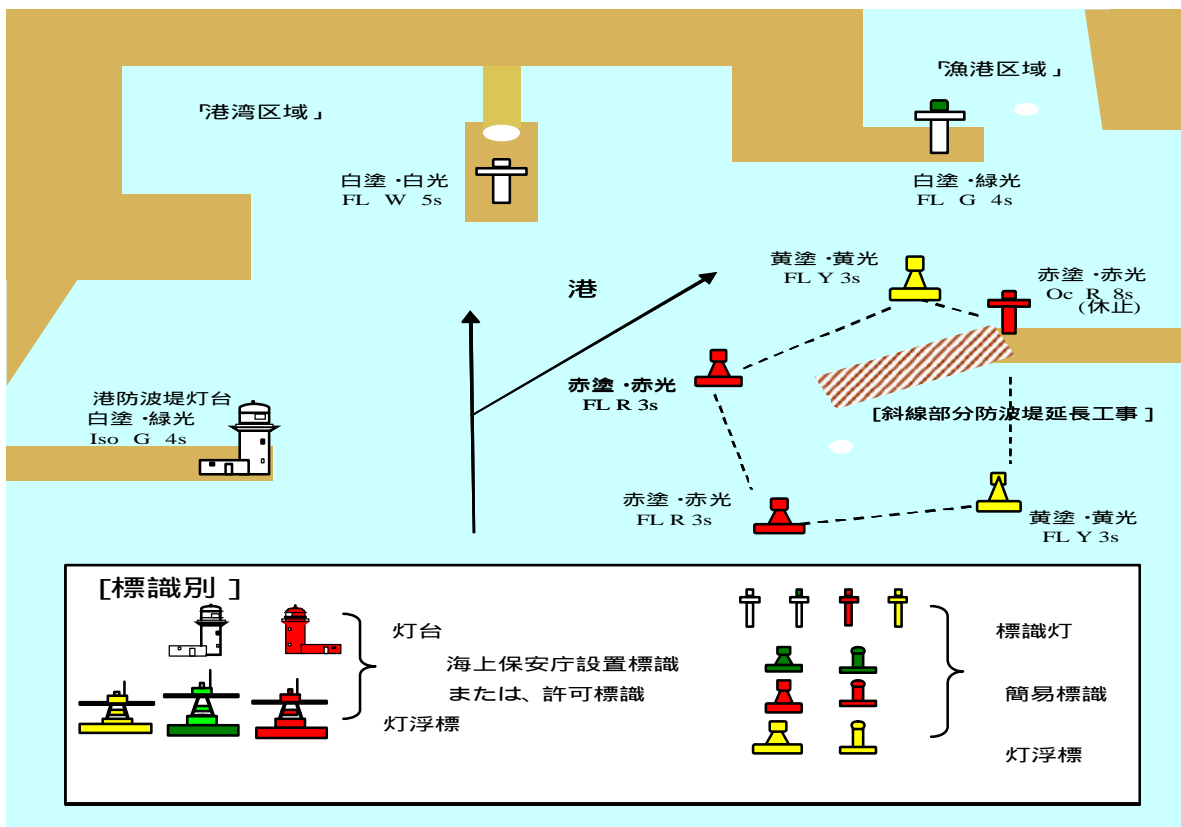
イ すでに完成している防波堤等については、左げん標識(緑)または右げん標識(赤)で標示します。(下図)

ロ 築造または延長中の防波堤等については、当該工事先端部を特殊標識(黄)で標示します。

ただし、当該周辺海域における船舶の交通形態、設置標識の状況から、特殊標識(黄)が適当でないと認められる場合は、左げん(緑)または右げん(赤)で標示します。

(下図)

ハ 埠頭、棧橋の先端に設置する場合で、左げん・右げん標示が適当でないものについては、白色の標識を設置することも可能です。(下図)



(2)漁業区域・海上工事・埋立等の区域標示

可航水域内で単独の区域を標示する場合等その区域を複数の特殊標識(黄)で表示します。

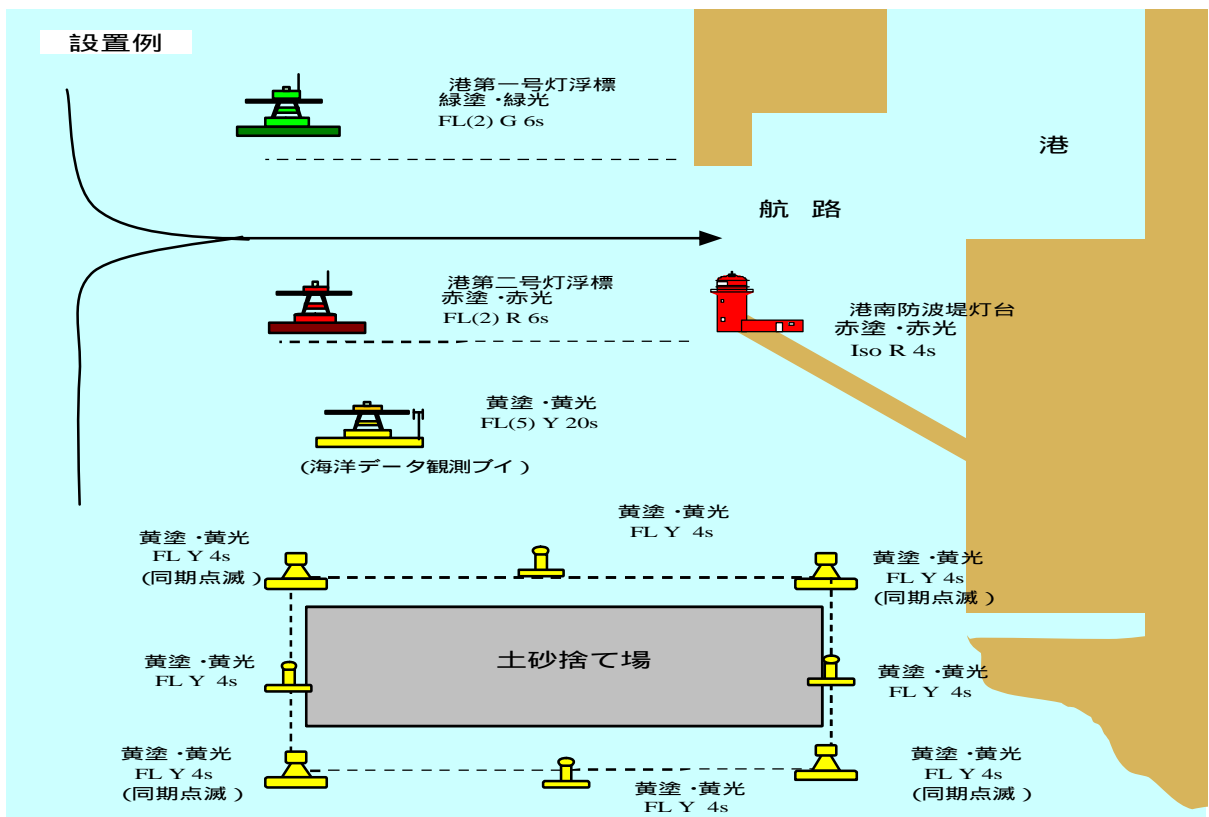
原則として四隅に設置します。

灯火の灯質(光り方)は、単閃光を用い、全ての標識の灯質を同一とし、その周期は概ね5秒以内が適当です。

なお、区域の一辺の距離が長い場合には、その間にも標識を設置します。

また、同一区域に設置した標識の光は、同期点滅させるとより分かり易くなります。

可航水域内に設置した海洋観測施設等は、特殊標識(黄)で標示します。



(3)可航水域内で近接する複数の区域を標示する場合

近接する複数の標識が存在し、その各々の区域間に可航水域を有する場合は、これらの区域を全て同じ特殊標識(黄)で標示すると、区域と水路の判別がつきにくくなります。

したがって、このように複数の区域に標識を設置する場合は、次の事項を参考に当該標識付近の航行形態を十分に考慮し、それぞれの海域に応じた設置が必要となります。

イ 隣接する各区域毎の灯質(光り方)を異にする。(一区画は同一灯質とし、可能な限り同期点滅させることが望ましい。また、隣接する区画とは同期点滅のタイミングをずらすことも有効です。)

ロ 船舶の輻輳する水路付近に設置する場合は、その水路に面する部分を左げん標識(緑)・右げん標識(赤)で標示し、その他の部分には特殊標識(黄)で標示する。

(下図)

ハ 隣接する区域内に複数の水路が分岐し、定常的に船舶の航路となっている場合は、主たる水路に面した部分を左げん標識(緑)・右げん標識(赤)で標示し、分岐水路部分に設置する標識は灯質(光り方)を異にし、その出入口を明らかにする。(下図)

ニ 可航水域の出入口部分、水路の分岐部分に設置する標識は他の標識に比べ光度・標識の規模等標識効果の大きいものが望ましい。

